

令和5年

健康福祉委員会

9月14日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和5年9月14日

午前10時00分 開会

午前11時17分 閉会

1. 出席委員

委員長	堀内 ちほ	副委員長	ふじえ 真理子
委員	青木 けんじ	委員	浅井 たかお
委員	近藤 ひろひで	委員	三浦 桂司
委員	一色 美智子		
議長	鵜飼 貞雄		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	深草 広治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺島 慎二	庶務担当係長	福田 悦子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	中村 泰正	地域福祉課長	野田 勇樹
長寿課長	伊神 竜一	こども保育課長	塚本 由佳
指導保育士	柴田 美由紀	保険医療課長	近藤 有紀子
子育て支援課長	松村 清子		

5. 傍聴議員

岡島 ゆみこ	鈴木 智和	中堀 りゅういち	こんどう のぶお
服部 龍一	いとう ひろし	武谷 としお	郷右近 修
林 ゆきひろ	毛 受 明 宏	清水 義昭	

6. 傍聴者

2名

午前10時開会

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いします。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は7つの議案でございます。多いですけれども、慎重審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（鵜飼貞雄議員） おはようございます。

委員長が何か笑って僕のほう見ているので、何かしゃべりづらいですけど。

本日の健康福祉委員会ですね、補正含めて7つの議案でございます。慎重審査をお願いいたします。

あと、すいません、私、途中で今日公務のため退席いたしますので、また失礼いたします。よろしくをお願いいたします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。

市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点

を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第64号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それでは、議案第64号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、令和6年秋に保険証の廃止が予定されていることから、各福祉医療の支給等に関する事務を行うに当たり、オンライン資格確認等を行うこととなります。そのため、独自利用事務として関係規定を整理する必要があるからでございます。

それでは、改正内容の説明をいたしますので、2枚目を御覧ください。

個人番号の利用範囲について定めている別表第1には、関連規則で定めた審査事務についての項目を加えます。同じく別表第2には、関連規則に定めた事務と特定個人情報についての項目を加えます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年6月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 まず、今までのこのやり方でミス等があったでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

○浅井たかお委員 すいません、ごめんなさい。

このオンラインを使って、これ、改めてシステムを使って保険証をマイナンバーカードにつけるんですけど、これを取り入れる前、今現在ですね、現在のやり方で大きなミスとかそういったものがあったでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁できますか。

近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） オンライン資格確認につきましては、当課の保険医療

課の関連する業務以外で本当に幅広く、民間、行政合わせて要望を国から示されているものでございます。本課において、今回条例改正で上げさせていただきました福祉医療については、まだ資格確認を行っておりませんので、何ともお答えできません。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今、オンラインで福祉医療情報を確認する以外に何かありますか。分かりづらい。マイナンバーって。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁できますか。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） ちょっと御質問の回答に沿ったものになるかどうか分かりませんが、今の保険医療課以外の話にもなるかもしれません。例えば、生活保護とかでたしか転入してきた方の住民票情報の確認とか所得情報の確認を、オンライン資格確認で前住所地のほうに確認をしたりとか、そういったことは進められているかと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今、資格確認書でオンラインの確認と言われましたけども、社会保険などの情報だけでは市役所は分からないので、個人を特定する必要があると思いますけども、その情報の確認を取るためですかね。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 今回の条例改正の趣旨、背景について、まず説明をさせていただきます。

福祉医療につきましては県と市の独自制度となっております。独自制度において特定個人情報を利用する場合には、独自利用事務として条例で整えて国に届け出し、認可を得る必要がございます。現在、福祉医療制度については、その申請の際に保険証情報を記載していただいております。ですが、来年の秋に保険証がなくなりますと、社会保険とか国保とか、保険証情報を確認できなくなりますので、それに代わるものとしてマイナンバーによるオンライン資格確認を照会するというものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかに。

三浦委員。

○三浦桂司委員 年3回の受け付けという意味がちょっと分からなかったのと、施行日は来年の6月になっていきますけど、来年秋に施行されるのに、今の時期に提案する理由をち

よっと教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 特定個人情報独自利用事務として行う場合には、条例改正をした後、国の個人情報保護委員会に、年3回受け付けされるものなのですが、届け出する必要があります。今回お認めいただきましたら、10月にそれを提出いたしますと、実際に個人情報連携の開始ができるようになるのが6月でございます。それで、今回ではなく、次の機会が1月になるのですが、1月に届出を行いますと、開始できるのが10月ということで、今国が保険証の廃止を示している時期が秋ということで、非常に具体的ではなく示しております。ですので、もし秋と言っていて早まった場合に、秋の時期が、市民の方にサービスの支障が及ぼさないように、早めに事務手続を進めていくものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今言われた秋というのは、大体普通秋と言ったら9月、10月、11月ということになると思うんですけども、例えば今言われたのは10月から始まると、9月から始まった場合、間に合わないから今の時期に出すということによろしいですか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員。

○浅井たかお委員 この事務のこの制度を改正して動き出すとして、個人情報を利用したことを本人には通知されますでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 各福祉医療に関しましては、それぞれ事務手続を定める要綱がございます。その要綱の中で申請書の様式等、定めておりますので、マイナンバー、オンラインによる資格確認をするようになったら、当然マイナンバー番号を書いておりますので、その様式の中でそういった同意についても定めていく予定をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかに。

一色委員。

○一色美智子委員 先ほどからマイナンバーって言われているんだけど、マイナンバーがない人、もしくはつくらない方なんかはどのようになるのでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 基本的にはマイナンバーカードを強制するようなことにはなってはならないと考えております。マイナンバーカードのない方には資格確認書というものを各保険者が発行するという方針を国が打ち出しておりますので、それで対応することとなると思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 外国籍の人にもこれが当てはまると思うんですけど、そういったことには、外国籍の人には理解できるように通知できるように手配されるのでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それは本手続に関わらず、外国籍の方への分かりやすい説明というのは行政全体として進めているものですので、本制度につきましてもそのように対応していく予定です。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第64号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 豊明市子ども医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それでは、議案第68号 豊明市子ども医療費支給条例

の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、子ども医療費の支給対象を拡大するため、必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、通院に係る子ども医療費の支給対象を高校卒業、18歳になる年度の末まで拡大するものでございます。第4条の支給の範囲において「（高校生等にあつては、入院に係るものに限る。）」を削ります。また、今回の改正により、高校生等の通院、入院ともに現物給付といたしますので、第5条、子ども医療費受給者証及び第7条、支給の方法を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、施行の日以降の医療費について適用いたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 この条例に変わったときに、この、高校生ですね、増えた分の対象人数を教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 現在の推計では1,900人程度と想定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員。

○浅井たかお委員 じゃ、この1,900人増えることで、かかる費用というのはどれぐらいを一応見越していますでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 年齢が上がるにつれて医療費は下がる傾向でございますが、先行実施自治体の状況から、1人当たり3万円程度と考えています。相当額、5,000万円以上にはなるだろうと想定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 県内で22歳、大学卒業までの医療無償化しているまちがあるのかどうか。もし把握していたらちょっとお願いいたしたいんですが。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 回答の前に、訂正してお願いさせていただきたいと思えます。

先ほど、条例の説明の際に、施行日を令和5年4月1日からと申し上げましたが、令和6年の間違いでございました。

それで、回答のほうをさせていただきます。

今年度4月の状況でございます。県下54市町村中、29自治体のほうで同様に進めております。

以上です。

（いやいや、それでは、22歳まで分かったらの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁できますか。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 大学生等につきましては入院という形で、54自治体中、5つの自治体で進められております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 これの来年から実施する理由を、もしかして説明があったかもしれないですけど、ちょっと教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） こちらのほうも回答が議案質疑の際と同様になりますが、国が検討を進めています子ども・子育て施策の中に、独自に子どもの医療費助成をした場合の国の国保減額調整措置が廃止される方針が示されていることから準備を進めてきております。必要なシステム改修ですとか医師会など関係機関との調整から、最短スケジュールで実施できる4月からとしたものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 すいません、では、その減額される交付金なんですけど、高校生分が幾ら減額されるんでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 減額調整措置につきましては、国民健康保険事業納付金の額算定係数の中に加味されると読んでおりますが、実際、納付金に関しましては、所得水準ですとか、あるいは現在の保険料水準など、多様な要素を国のほうに報告をいたしまして、それにより算定係数が示されるものです。その中にこういった福祉医療の独自事業についても含まれておりますので、明確に幾らになるかというようなものは分かりません。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員。

○浅井たかお委員 じゃ、最後の質問ですけど。

（発言する者あり）

○浅井たかお委員 すいません。同じく現在の国の交付金の減額分と対象年齢を教えてほしいんですけど。現在の減額。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 先ほどお答えしたとおりになりますが、減額調整措置で今減額されている額というのは明確には分かりません。その対象年齢に関しましては、県が算定されるものと市が算定されるものとございまして、それぞれ独自、国がやっている以外の独自事業に関して影響額が及ぼしているというふうに聞いております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございせんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 先ほど三浦委員から参考までにとということで、22歳までの助成対象をしている5つ、県内で5つ、入院のみあるよと。本市はそれはそういう、年齢の幅というのはどういうふうに検討された結果、今回18歳までってなったんでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） まず、1点目の入院をやっているところということで、1点目はよろしかったでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回、交付税のこととかいろいろあるんですけども、18歳まで入

院も通院も今回拡大するよと。それで、先ほど大学卒業程度の22ぐらいまで、入院のみ助成している市が県内で5つあるというふうなお答えでした。本市の今回この条例、一部改正を出すに当たっての年齢、18歳まで通院も拡大するというにその検討の中で、例えば22歳までということも検討されたんでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） ちょっと5つの自治体がどういった経緯で大学等まで対象を拡大しているのかちょっと分からないところがございますが、一般的に子どもといえますと18歳までが法的にも定められるところとなっております。あと、子どもの年齢別医療費がやはり低年齢ほど高いものでございます。入院に関しましては、昨年度10月より実施してきておりますが、非常に実績も少なかったもので、今回それよりも医療にかかる頻度が年齢の高い方でも多いとされる18歳まで、高校卒業までを対象としたものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 本会議質疑において回答がありました、高校生が1,900人程度、平均1人当たり3万円程度で計算した医療費負担が5,000万程度になると。また、県内54市町、29市町が実施されると聞きました。高校生等に当たっては、実施されるに当たって支給対象を拡大することに全く異論のある人はいないと思います。しっかりしたシステム改修と医師会との十分な調整をいただくことを要望して、賛成いたします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第68号について賛成の立場で討論いたします。

18歳の通院も加えてという助成拡大には賛成いたします。先ほど出た22までとか、二十二、三歳のところまでどうかというところの見解を伺ったんですけれども、何かいろいろ子育て、昔は家庭が子育てするもので、今とか、これからは社会で子どもを育てていくというふうになっていきつつあります。ほかに見てたら、例えばNHKの受信料を学生、免除したりだとかというところもあって、そういったことも含めて、今後、22まで無料に

せよとは私今申し上げないんですけれども、社会で子どもを育てる、そのそもそものはいろんな親の負担であったり、教育費の無償化であったり、そういったことで2人目、3人目のそういう少子化対策にもつながっていくと思うので、そういった、もうちょっと視野を広げて、今後も検討して行ってほしいと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第68号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第69号 豊明市老人福祉センター条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊神長寿課長。

○長寿課長（伊神竜一君） それでは、議案第69号 豊明市老人福祉センター条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市老人福祉センターの利用者、利用時間の延長等、施設利用の在り方を改めるため、必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

初めに、題名及び第1条の改正は、老人福祉センターと同一敷地内にある陶芸会館を本条例内に明文化することに伴って改めるものです。

第2条は、第1項で、老人福祉センター等の利用を高年齢者以外にも拡大するために設置目的を改め、第2項で、陶芸会館の名称等を規定する改正を行います。

第3条では、陶芸会館を本条例内に規定することに伴い、これまで老人福祉センターとしていたものを老人福祉センター等と改めます。なお、第5条、第6条及び第13条も同様の改正を行います。

第4条は、第1項で現状60歳以上の方に限定している利用対象者を拡大するための規定を、第2項では本施設の高年齢者の優先利用について規定いたします。

第9条では、これまで徴収していなかった使用料に係る規定を、第12条では、指定管理者の徴収する利用料に係る規定を定めています。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、改正後の条例の

規定に基づく老人福祉センター及び陶芸会館の利用の許可、その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものといたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと確認ですけども、豊明市の老人というか、高齢者という定義は何歳からを言いますかね。60からですかね、65。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） いろいろな制度、法律によって定義というものはいろいろ異なるんですけども、この場合において、老人福祉センターの理由という意味におきましては、これまで運用上、施設の利用は60歳以上という方に限定しておりました。本条例ではそれを、年齢の制限を撤廃するというのが主な改正の趣旨ではございますが、これまでの高齢者の方の利用というもの、利用について不利益が生じてはいけないということで、高齢者の方の優先利用というものも併せて規定するという形にしております。そういう意味では、ここでいう高齢者の定義というものは60歳というふうに解釈しております。

以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 いずれにせよ、私も高齢者になりますけども、じゃ、老人福祉センター等という、等という名称に変えられますけども、これ、誰もが利用できるようになるんで、老人福祉センター等という名称、ほかの名称は考えられなかったんですかね。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 委員おっしゃるとおり、老人福祉センターの名称をこの条例改正に合わせてどうしようかということも検討、俎上には上がりましたが、これまでの利用者の方にとって、利用はこれまでと不利益ないような形で、今までどおりに使えるよというところを大前提に考えております。その中で老人福祉センターという名前がなくなるというのも、ある程度抵抗に感じる方もいらっしゃるかなというところも踏まえまして、この段階では老人福祉センターという名前はそのままという形で考えてございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 この利用時間についてなんですけど、17時から21時までの時間帯で高齢者が有料になるというのはどういう理由でしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 従来の利用時間内に関しては、これまでと同じというところまで考えております。今回の改正で利用時間を大幅に延ばすということをしております。これは条例ではなく、規則で定めている部分なんですけど、これまで9時から16時半までの利用で60歳以上の方に限るという形にしておいたものを、9時から21時までで、これまでの利用に関して不利益がないようにというところで考えておりますので、おおむね9時から夕方5時までに関しては、高齢者の方は今までと同じように使えるというところで考えておりますので、それ以降につきましては、ほかの方の利用との平等性も考えなければならないということを踏まえまして、それ以降については有料という形で考えているという考え方でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 関連ですか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今のところの最後のページ、高齢者団体等以外で、利用の申込みで例えばバッティングした場合、これ、どうするのかをちょっとお聞きしたいと思いますが。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） これも今後規則のほうで盛るという考え方をしておりますが、まず、60歳以上の方の団体に関しては6か月前からの予約を、それから、6か月未満の方の団体については、当然60歳以上の方の予約で空いているところしかなくなるんですけども、2か月前から予約ができると。それから、市外の方については、1か月前になっても空いてれば予約できるというような形での優先というふうに考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員。

○浅井たかお委員 この17時から21時までの開館をすることで、料金徴収と時間延長の管理事務費が増えると思いますけど、それに伴って指定管理料は増えるのでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁できますか。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 当然、管理するための時間が増えるということですので、積算上は短かったよりも増えるというふうに考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 高齢者団体で利用するときに、その団体の中に、高齢者だけじゃなく、高齢者でない人が含まれている場合、そのときに一人でも60歳以上の方がいれば、利用料は無料となるのでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 原則的に60歳以上の方の予約でそういう方の団体というところでございますが、現状の利用を踏まえましても、例えば60歳以上の方の団体の中に、例えばお孫さんが1人入ってきて利用するといった場合に、じゃ、未満の方がいるので使わせないかという、そういうことはないと思いますので、そういうような形で、そういった点については柔軟に考えていければというふうに考えております。

以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員。

○浅井たかお委員 その人のお孫さんというのは分かるんですけど、例えば大人ばかりの団体で、何かの趣味や何かで集まったときに、その中に20代や30代、50代の人が含まれて、それで代表が、代表がというか、その人が高齢者の対象という場合、例えば5人とか6人の中の1人だけが60歳という、そういう場合を想定したら、どういうふうの基準というか、利用料無料なのか、利用料がかかるのか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 基本的には、こういうような条例のつくりでございますので、基本的には60歳以上の方で構成される団体さんで予約した場合、その利用の場合は利用というところでございます。ですので、その団体の構成員の中に60歳以上の方が大半ということになれば、当然優先利用の対象からは外れるというところだと思います。ただ、その団体の中に、たまたま目的の中で若い方が何人か入るといようなことであれば、当然利用の利便性というものもございまして、老人福祉センターを使っただくというところが

本市としては重要と考えておりますので、そこまで若い方が入っているから一切使えないかといえばそういうことではないので、その辺は柔軟に運用していければというふうに考えております。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤委員。

○近藤ひろひで委員 確認です。要は年齢、多少年齢の60歳前後は柔軟に対応するという解釈でいいですか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） そこは柔軟に対応していきます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 同じ敷地内にある陶芸会館、私は利用したことがなくて、中に入ったことはないんですけども、この施設についても60歳以上の枠を外すということによろしいんですね。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 老人福祉センターのほうと同じような考え方でございます。今回、老人福祉センターと陶芸会館と名称としては分けてございますが、運用の方法としては老人福祉センターと全く同じという形で考えております。

もう一点、先ほどのお答えの中で、60歳以上の方が大半だと外れるというふうに申し上げたということなのですが、申し訳ございません、訂正させていただきます。60歳以上は優先利用ということで、大半であれば該当すると。

以上でございます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 福祉体育館と老人福祉センターと中央児童館の包括的指定管理が前提としての、これは条例改正でしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） それを踏まえて検討した結果、このような形で条例改正を上程しております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 失礼しました。

この1個確認だけですが、この福社会館、陶芸会館も含めてですが、飲食は全然可能ですか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。答弁できますか。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 原則的にはないかなというふうに考えておりますが、今後ロビー利用の在り方等々も踏まえて総合的に考えていきたいと思っておりますので、その辺りまで、また今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 議案第69号 豊明市老人福祉センター条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

今回の改正で、令和6年4月1日から貸室使用料を徴収することとし、高齢者団体は無料としていますが、17時から21時までの時間帯は高齢者団体も有料となっています。また、福祉体育館、老人福祉センターと中央児童館の包括指定管理を前提としての条例改正であり、このことは老人福祉センター等の施設の性格や設置目的に反すると思います。その中で、児童館が事実上廃止される可能性が高いので、容認できないことを申し上げて、反対討論といたします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 簡潔に申しますと、施設を有効利用して、多少なりともお金を得るとか、世代間交流する場を広げる、生きがい推進の施設であるというのは分かりますけども、やはり豊明市全体を見ればそういう方向にありますので、賛成といたします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第69号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 賛成多数であります。よって、議案第69号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第71号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

野田地域福祉課長。

○地域福祉課長（野田勇樹君） 地域福祉課所管分につきまして御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、15、16ページをお開きください。

16ページ下段、3款1項1目 総合福祉会館維持管理事業の説明欄、総合福祉会館営繕工事費179万2,000円でございます。これは、総合福祉会館内エレベーターに設置されている停電用非常電源装置を取り替える工事費用でございます。

続いて、17、18ページをお開きください。

18ページ、上から2段目、3款1項3目 心身障害児者福祉推進事業の説明欄、電算関係借上料90万9,000円でございます。これは、障害児者福祉システムのリース期間終了による再リース分の借上料でございます。

続いて、19、20ページをお開きください。

20ページ下段、3款3項1目 生活保護事業の説明欄、電算関係委託料107万8,000円でございます。これは国の生活保護被保護者調査に関する調査項目の追加等に伴う生活保護システムの改修費用でございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。7ページ、8ページにお戻りください。

8ページ中段、14款2項2目5節 生活保護費補助金の説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金53万9,000円は、先ほどの生活保護事業、電算関係委託料の国庫充当の2分の1分でございます。

続きまして、第2表、繰越明許費の御説明をいたします。5ページにお戻りください。

5ページの上段、総合福祉会館維持管理事業179万2,000円は、歳出3款でも総合福祉会館営繕工事費を増額計上しております。内容は先ほど歳出で説明しましたとおり、総合福祉会館のエレベーターに設置されている停電用非常電源装置の取替えですが、非常電源装置の納期が年度内に間に合わないため、歳出での計上と併せて繰越しを行います。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それでは、保険医療課所管分につきまして御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の15ページ、16ページを御覧ください。

最下段、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出事業で280万6,000円の増額でございます。これは、国民健康保険特別会計における会計年度任用職員期末手当及び産前産後保険料免除制度の施行に伴うシステム改修費分でございます。

続きまして、17ページ、18ページを御覧ください。

3款1項4目 福祉医療費、福祉医療事業及び福祉医療事務事業の754万円の増額は、来年度4月診療分から通院に係る子ども医療費の助成対象を高校卒業、18歳になる年度の末まで拡大するためのものがございます。また、5目 後期高齢者医療費、後期高齢者医療事業の65万円の増額は、後期高齢者医療特別会計において、令和4年度の受託収入に関する消費税申告による納税をするためのものがございます。

以上で保険医療課所管分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 伊神長寿課長。

○長寿課長（伊神竜一君） それでは、長寿課所管分の補正予算について御説明いたします。

補正予算書の17、18ページをお願いいたします。

一番上、3款1項2目 老人福祉費の右ページ、9 介護保険特別会計繰出事業の説明欄、事務費繰出金70万8,000円の増額は、第三者行為求償事務の負担金を介護保険特別会計から支出する財源とするため、一般会計から繰り出しを行うものがございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 松村子育て支援課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 子育て支援課所管分につきまして御説明いたします。

初めに歳出からでございます。補正予算書の17、18ページを御覧ください。

最下段の3款2項1目 児童福祉総務費、3 児童福祉事務事業174万2,000円は、主に会計年度任用職員の報酬に関して増額させていただくものです。

18ページと20ページの説明欄を御覧ください。

家庭相談員報酬152万2,000円をはじめ、会計年度任用職員期末手当、同じく費用弁償、広告料等は、家庭相談業務を担う職員の育児休暇及び相談件数増加に伴い、新たな任用が必要になったため増額するものがございます。消耗品費5万円は、子育て支援センター向けの事故防止のためのスマートゲートなどを購入するための増額となっております。

21ページ、22ページを御覧ください。

4款1項2目 母子保健費、1 母子保健活動事業135万4,000円は、会計年度任用職員の報酬等に関して増額させていただくものでございます。

説明欄を御覧ください。

各種診断等業務126万7,000円などは、保健師の育児休暇代替職員の任用に必要なため増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。7ページ、8ページを御覧ください。

中段の14款2項2目 民生費国庫補助金、3 児童福祉費補助金80万7,000円は、先ほど歳出で御説明しました家庭相談員の任用に関わる増額分のうち、国庫補助該当分を充当するものでございます。

10ページを御覧ください。

17款1項1目 一般寄附金、1 一般寄附金のうち、説明欄、児童福祉費寄附金5万円は、子どもたちのためにと御寄附を頂くもので、先ほど歳出で説明しました子育て支援センターの消耗品に使わせていただきます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 塚本こども保育課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） それでは、こども保育課所管分につきまして御説明いたします。

初めに歳出から御説明いたしますので、補正予算書の19、20ページをお願いいたします。

ページ中ほど、3款2項2目 保育園費を1,950万8,000円増額するものでございます。

説明欄を御覧ください。

保育園調理場建具等改修工事費823万9,000円は、公立保育園の調理場の老朽化した木製の窓枠等を改修するものでございます。工事をする園は、栄、青い鳥、南部保育園の3園です。

その下、保育所等給食費軽減対策支援金1,126万9,000円は、昨年度も行いました民間保育所等に対し、安定した給食を実施するための支援金でございます。今年度は1食当たり60円とし、期間は1年間、対象は10園でございます。

続いて、歳入について御説明いたしますので、7ページ、8ページをお願いいたします。

下段、15款2項2目 民生費県補助金、6節 保育園費補助金、保育所等給食費軽減対策支援金363万円は、先ほど歳出で御説明いたしました保育所等給食費軽減対策支援金のうち、認可保育所等に対し、4月から9月までの分が県費3分の2補助されるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正、変更のうち、保育園改修事業の5,410万円から6,140万円への変更は、先ほど歳出で御説明いたしました保育園調理場建具等改修工事費に起債を行うものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 19、20ページ、保育所等給食費軽減対策支援金1,126万9,000円、昨年度も行っていますけども、物価高騰が続いて保育所に安定した給食を実施するためという説明があったんですけども、今年度1食当たり60円で、去年の補正では1食当たり40円だったですよ。これ、上がった理由をちょっと教えていただきたいんですけども。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） こちらのほうは県の補助金のほうで決めておりまして、昨年は1食40円、今年度は1食60円ということになっております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 18ページの中央、1項4目の福祉医療事業の。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 浅井委員、マイクを近づけていただいていいですか。

○浅井たかお委員 すいません、すいません。

18ページの真ん中辺の福祉医療事業、電算関係委託料のところ、これですけど、この電算関係委託料の660万の増は、高校生と子ども医療の対象に高校生を加えるためのものと思いますけど、これ、具体的にどのような作業をするのでしょうか、これ。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） こちらのほうの内容ですが、システム改修と、あと新たにその対象となる方、それから、現在子ども医療を受けていらっしゃる方全員の方が、その期間が延びることが発生いたしますので、それに関する案内ですとか、封筒印刷、医

療証作成、あるいは封入、封かん等、全作業が入っております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 すいません、同じく18ページの一番下段のところ、家庭相談員の報酬のところですね。これ、会計年度職員とのことですけど、どのような方を採用するのか、また勤務条件はどのような体制でしょうか。週何回の勤務かというものですけど。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 家庭相談員につきましては、社会福祉士ですとか、あとは今まで経験がある者ですとか、必要な学識を有する人などと規定がありますので、そういった方を採用したいと思っております。

それから、勤務条件につきましては、週5日、1日7時間勤務を予定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 1点だけちょっとお聞かせください。

最初、19ページ、20ページの保育事業のところの保育園調理場建具等改修事業なんですけども、これ、以前のときに何か保健所からの注意、指示があったということをお聞きしたんですけども、どのような指示とか注意があったのかお聞かせください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） こちらは今年度6月に衛生監査指導というのがございました。その際に来られた方から、木製建具のところのやっぱり傷みが激しくて、きれいに拭いても、やはりぼこぼこしているものですから、きれいに衛生上保てないので、できれば換えたほうがいいというお話をいただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の関連です。

老朽化した木製の窓枠ということですが、これ、つけられて何年ぐらいたつんですか。経過年数というか、耐用年数も含めて、使用年数をお願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 正確にここからということの資料がないんですが、こちらのほうとしましては、建築年からそのままではないかということで、一番古いのですと青い鳥保育園が昭和46年に建築されておりますので、それからというものになっているかと考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 関連です。

今回その3つの園の窓枠改修ということで823万9,000円、これの積算の根拠をお願いします。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） こちらのほうは業者様のほうに3者見積りを取りまして、最低の見積りで積算をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 ほかに古い保育園はあるわけですがけれども、この3園以外のほうは木製窓枠ではないのでしょうか。大丈夫でしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） こちらのほうは木製が多いものがございまして、改修を順次しております。昨年度は中部保育園が改修を大規模工事の中でやっております。今年度、西部保育園も同じく大規模がございまして、そちらの中で改修を予定しております。二村台保育園につきましては、当初予算の営繕工事費の中で改修工事に着手することになっております。館保育園につきましては、来年度大規模改修を予定しておりますので、その中で工事をする予定をしております。内山保育園につきましては、来年度民営化になりますので、調理室は大規模に工事されますので、こちらのほうになっております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 近藤委員。

○近藤ひろひで委員 今のところ、建具のことで、食品衛生法で、ごみが付着するし、ほ

こりがたまりやすいという規制があるのは私も知っております。だから経年劣化でそうになってしまったという解釈でいいのかということが1つと、あとは調理場とその他の部分の出入口には必ず扉が要るんですね。全面じゃなくても扉があればいいんです、何センチでもいいんで。そういったことで指導を受けて、新たに扉を設置するという箇所があるんでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） こちらのほうは経年劣化と考えております。何度か多分修繕は繰り返しているんですけど、やはり木製ですので、どんどん年数によって経年して劣化しているというふうに考えております。建具自体を取り替えるかということですけど、建具自体の取替えは新たに作るということとはございません。今まで既存のものをコーティングしたりとか、そういうような形でというふうに考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の関連です。

いろんな保育園、もう昨年度改修済みのものとか今御説明いただいたんですけども、これは老朽化している、特に青い鳥は昭和46年当初からということで、これ、当初予算では分からなかったものなのではないでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 傷んできているという認識は担当課としてはございましたが、やはり衛生監査指導のほうを機に、これは早く着手したほうが良いという判断でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、こちら、3園まとめて発注するのでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） 今のところは3園一括でというふうには考えておりますが、園児の給食の影響が出るやもしれないということでしたら、分割発注も考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 20ページの中央、保育事業の保育所等給食費軽減対策支援金についてですけど、先ほど御説明あったように、民間の保育所が対象ということだったんですけど、ここの園児の人数と、あと支援の期間を教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

塚本課長。

○こども保育課長（塚本由佳君） すいません、人数がちょっと今手元にはなくて、食数でしたらありますので、18万7,800食ぐらいを今補助対象というふうを考えております。一応定員で、各園の定員で考えておりますので、定員で一応積算というふうにはしております。

もう一個が期間ですよ。期間につきましては1年分ですので、4月から来年の3月までということ考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 19、20ページの最上段の児童福祉総務費の消耗品費の、これ、子育て支援センターたけのこに飛び出し防止の事故のスマートゲート、これ、どこに設置するのか、大きなやつ1つだけなのか、幾つか設置するのか、ちょっとお聞かせください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 1か所設置を予定しております。たけのこの、皆さんがお過ごしいただくお部屋の入り口が引き戸になっているんですけども、あちらのところに付ける予定をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 16ページの下、総合福祉会館営繕工事費のエレベーターの停電用非常用電源装置取替えということです。こちらの装置の耐用年数と使用年数、あと、これはメーカーから発注するという理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

野田課長。

○地域福祉課長（野田勇樹君） 非常電源装置なのですが、これは停電のときに最寄りの階に移動する装置でございまして、耐用年数はおおむね10年ほどというふうに業者から聞いております。で、前回の交換日は10年以上前の日付でありましたので取り替えるものでございます。

あともう一つ、すいません、もう一度お願いできますでしょうか。

（今使っているその福祉会館のエレベーターのメーカーから発注するのということと、あと、繰越明許で年度を越すということですがけれども、それまでの間、支障はないんでしょうかの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

野田課長。

○地域福祉課長（野田勇樹君） 当該エレベーターは日本オーチス・エレベータ製品でありまして、その構造につきましてはメーカーの間では共通性のないもの、固有のものでありますので、他社での工事は技術的に極めて困難であるというふうに考えておりまして、その業者に発注するものであります。

また、繰越しすることではありますが、お認めいただいた後の工事発注時に部品の在庫が、とにかく古いエレベーターでありますので、部品の在庫がなくなる場合が想定されております。それで、業者からは、次回の納期が1年ほど先になる可能性もあるということで繰越明許をするものであります。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

野田課長。

○地域福祉課長（野田勇樹君） また、故障があった場合は、その都度、また工事のほうで対応させていただいて、利用者、障がい者や高齢者の方もいらっしゃいますので、不便のないように対応していきたいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 本委員会所管部分について、賛成の立場で討論させていただきます。

18歳になるまでの医療費のシステム改修費と児童虐待とかDVの家庭相談員、子育て支援センターのたけのこのスマートゲートとか民間保育所の給食費の支援、施設の老朽化対策、全て市民福祉の充実につながる対策なので、賛成とさせていただきます。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第71号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中でありますが、10分間の休憩といたします。

午前 11時 1分休憩

午前 11時 11分再開

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第72号 令和5年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で近藤保険医療課長により提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は議案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 7ページの下の段の電算関係委託料なんですけど、これはもしかすると議場で説明があったかもしれないけど、ちょっと知りたいので。

これはシステム改修、どんなシステム改修でしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 令和6年1月より制度施行されます、出産予定日が属する月の前月から出産予定日の翌々月までの4か月間につきまして、国民健康保険税の所得割額と均等割額が免除されるという産前産後の減免制度につきまして、産前産後保険料免除制度の施行に伴って必要なシステム改修でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 その同じ7ページの上の段の会計年度任用職員の期末手当なんですけど、これは何名分でしょうか。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 1名分です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 議案第72号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号 令和5年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で伊神長寿課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 7ページの、この介護保険での第三者行為というものはどういったものがあるか教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

伊神課長。

○長寿課長（伊神竜一君） 第三者、一般的なお話ということかなと思いますが、交通事故、それから、例えば散歩している犬にかまれたとか、そういうようなことが想定される

と思います。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第73号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号 令和5年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で近藤保険医療課長により提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 すいません、1点だけ。

この7ページの消費税及び地方消費税というものは、この時期にこの税金だけというのがちょっと分からないので、教えてください。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） これにつきましては、5月17日付で厚生労働省の事務連絡の発出によりまして納税が必要ということが判明いたしましたので、納めるものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。
討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。
議案第74号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（堀内ちほ議員） ありがとうございます。委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

長時間にわたり、御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午前11時17分閉会